

、令和4年度厚生労働行政推進調査事業費補助金
(政科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))

「公的年金制度の所得保障機能・所得再分配機能に関する検討に資する研究 (21AA2008)」

スウェーデンの障害年金制度

研究協力者 中野妙子(名古屋大学法学部教授)

1. 2001年の障害年金改革

スウェーデンでは、1960年の付加年金改革により、定額の国民年金(folkpension)に所得比例の付加年金(tilläggs pension, ATP)を上乗せする二階建ての年金制度が導入された。1990年代までの公的年金制度は、老齢年金、障害年金(förtidspension)および遺族年金を内容としていた。当時の障害年金は¹、16歳以上64歳以下の国民保険(allmän försäkring)の被保険者(スウェーデン国内に居住する者または就労する者)で、疾病またはその他の身体的・精神的機能の低下により労働能力が4分の1以上低下し²、かつその低下が永続的であると認められる者に支給された。また、労働能力の低下が永続的とは認められないが、一定期間継続すると見込まれる場合、被保険者は有期給付である疾病手当(sjukbidrag)を受給することができた。障害年金および疾病手当は、労働能力の低下の程度により、全額、4分の3額、半額または4分の1額が支給された。

経済の低成長や少子高齢化による老齢年金の深刻な財源不足などを背景として、1998年に老齢年金の抜本的な改革が行われた(2001年1月より全面施行)。今日の老齢年金は、保険料で賄われる所得比例老齢年金を全額国庫負担の最低保障年金が補う構成になっている。老齢年金の給付の算定方法が従前の制度から大きく変更されたため(付加年金では年金ポイント³を獲得した30年間のうち最も高い15年間の年金ポイントに基づき年金を計算していたのに対し、改革後の所得比例老齢年金では生涯所得に基づき年金額を算定する。また定額の国民年金および補足給付から構成されていた基礎的保障部分が、所得比例老齢年金の額に応じて減額される最低保障年金に置き換えられた)、障害年金についても制度の見直しが必要となった⁴。

2001年の改革により障害年金は公的年金制度から切り離され、疾病保険の中に位置づけら

¹ 2001年改革前の障害年金制度の概要については、Prop. 2000/01:96, s. 63f および百瀬優『障害年金の制度設計』(光生館、2010年)122-124頁を参照。

² なお、1997年まで、60歳代前半の高齢者については、医学的な理由のみでなく労働市場の状況も考慮した障害年金の受給が認められていた。1990年代までの障害年金が高齢失業者に対する所得保障として機能していたことにつき、木村陽子「スウェーデンにおける障害年金改革」海外社会保障研究140号(2002年)49頁以下参照。

³ 年金ポイント(pensionspoäng)とは、過去の所得を現在価値に再評価するための指標であり、年金受給権の基礎となる稼働所得に基づき毎年の年金ポイントが算定された。

⁴ Prop. 2000/01:96, s. 69.

れることとなった。障害年金を疾病保険の給付とすることで、疾病およびその他の心身の機能の低下による所得の喪失を、その期間の長短を問わず包括する、財政的に統一された保険制度が形成された。改革の基本的な方向性としては、①経済的な保障と就労の促進の間でバランスを取ることを、また、②障害年金受給者が活動的な生活を送ることを可能にすることが目指された⁵。①については、既に2000年1月から、旧障害年金制度において、障害年金の受給者が年金の受給権を失うことなく一定期間の就労体験を行うことが可能となっていた。2001年1月時点で約700人がこの制度を利用しており、改革後もこの仕組みを維持することになった⁶。②については、1980年代より、若年障害者に対する障害年金の支給が、これらの者が活動的な生活を送り、個人の発達のための機会を活用できるようにするための前提条件を改善すべきだという、社会的な潮流に反しているとの指摘がなされていた。そこで、2001年の改革では、障害年金の受給開始年齢を従前の16歳から引き上げるとともに、30歳未満の若年障害者については、個人の発達や就労の可能性の維持を目的とする様々なアクティビティ(ハビリテーション、リハビリテーション等)と結び付いた有期給付を導入することとなった⁷。

2001年の改革は2003年1月に施行された。この改革により従前の障害年金制度は廃止され、原則として30歳以上の者を対象とする傷病補償年金(sjukersättning)と30歳未満の者を対象とする活動補償金(aktivitetsersättning)から構成される、新しい障害年金制度が導入された⁸。

2. 傷病補償年金・活動補償金の仕組み⁹

(1) 制度の位置づけ

上述したように、2001年の改革によってスウェーデンの障害年金制度は公的年金制度から切り離され、疾病保険の一部となった。スウェーデンでは医療の現物給付は県(レギオン)による保健医療サービスとして提供されており、疾病保険は傷病補償年金・活動補償金のほか、傷病手当、リハビリテーション手当、近親者等介護手当といった現金給付を支給する制度となっている¹⁰。

⁵ Prop. 2000/01:96, s. 69.

⁶ Prop. 2000/01:96, s. 70.

⁷ Prop. 2000/01:96, s. 71.

⁸ 各給付の和名は厚生労働省「2021年 海外情勢報告 定例報告 第2章第3節 スウェーデン王国」8頁(<https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kaigai/22/dl/t2-05.pdf>, 2022年12月15日最終閲覧)に倣った。

⁹ 現行の障害年金制度については、百瀬優「第1章 スウェーデンの障害年金—傷病補償金および活動補償金」『厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究事業 欧米諸国における障害年金を中心とした障害者に係る所得保障制度に関する研究 平成22年度総括・分担研究報告書』(2011年)17頁以下および福地潮人「スウェーデンの障害年金制度」賃金と社会保障 1751号(2020年)30頁以下を参照。また、2022年9月に社会保険庁に対して書面での質問調査を行い、2022年11月11日に社会保険庁のUlrica Svedell氏、Suzanna Petersson Kero氏およびBodhi Pieris氏にオンラインでのヒアリング調査を行った。各調査に際しては流通経済大学経済学部の百瀬優教授、厚生労働省年金局の片山裕太氏、在スウェーデン大使館の大宮貴司氏、通訳のEmil Östberg氏に大変お世話になった。記して感謝を申し上げる。

¹⁰ 百瀬・前掲注(1)126頁は、スウェーデンでは疾病保険が傷病手当を中心とする現金給付制度

疾病保険の一部となったことに伴い、給付の名称に「年金 (pension)」という文言が用いられなくなり、支給事由も「年金事故 (pensionsfall)」から「保険事故 (försäkringsfall)」へと改められた¹¹。しかし、傷病補償年金・活動補償金はともに、医学上の理由に基づく労働能力の長期的・恒常的な低下による所得の喪失・減少を保障するための、定期的かつ長期的な現金給付であり、わが国の障害年金に相当する制度であるといえる。

傷病補償年金・活動補償金の管理運営は、社会保険庁 (Försäkringskassan) が行う (社会保険法典 (Socialförsäkringsbalk (SFS2010:10)、以下「SFB」という) 23 章 5 条)。社会保険庁は社会保険制度の大部分 (疾病保険、親保険、労災保険の他、児童手当、住宅手当などの各種手当も含む) の運営に責任を負う行政庁であり、各給付の支給に係る事務を行う¹²。なお、社会保険料の徴収は租税と併せて国税庁 (Skatteverket) が行っている。

(2) 被保険者資格

傷病補償年金・活動補償金を受給するためには、スウェーデンの社会保険の被保険者資格を有し、かつ、各給付の支給要件を満たさなければならない。スウェーデンの社会保険給付は、最低保障を提供する居住に基づく給付と、所得比例給付である就労に基づく給付に大別される (SFB4 章 2 条)。傷病補償年金・活動補償金も、居住に基づく最低保障部分と就労に基づく所得比例給付から構成される。

居住に基づく給付は、スウェーデンに居住する者が対象となる。原則として、スウェーデン国内に自身の住居を有する者が、スウェーデンに居住する者と認められる (SFB5 章 2 条)。スウェーデンに入国し、同国内に 1 年以上滞在すると見込まれる者は、スウェーデンに居住するとみなされる。また、スウェーデンに居住していた者が出国する場合、外国での滞在が 1 年以内と見込まれるならば、引き続きスウェーデンに居住するものとみなされる (SFB5 章 3 条)¹³。したがって、後述する保険事故の発生時にスウェーデン国外に居住していた者がその後同国に移住しても、居住に基づく給付を受けることはできない。

就労に基づく給付は、スウェーデン国内での就労により被保険者資格が得られる。スウェーデン国内での就労とは、原則として、同国内で営まれる事業における有償労働をいう (SFB6 章 2 条 1 段)¹⁴。被用者の場合は雇用期間の初日から社会保険が適用され、その他の就労者 (自営業者、請負など) は就労が開始された日から社会保険の適用を受ける (SFB6 章 8 条 1 段)。就労に基づく社会保険による保護は被保険者が就労している限り継続するが、実際に就労してい

であるため、障害年金を疾病保険に取り込むことに大きな違和感がなかったと考えられると指摘する。

¹¹ Prop. 2000/01:96, s. 72.

¹² 老齢年金および遺族年金に係る業務は年金庁 (Pensionsmyndigheten) が管轄する。

¹³ 国家公務員、外交官、海外派遣労働者、派遣留学生およびこれらの者に同行する家族に関する特例がある (SFB5 章 4 条から 8 条)。

¹⁴ 船員、海外派遣労働者、外交官等に関する特例がある (SFB6 章 3 条から 5 条)。

る日のみでなく、休日や休暇による一時的な休業中も社会保険の適用は継続する¹⁵。

休日、休暇またはこれに相当する休業以外の理由により就労が停止された場合、その日から3か月間(傷病補償年金・活動補償金については1年間)は被保険者資格が維持され(延長保護期間、*efterskyddstid*)、当該期間の経過後に就労に基づく社会保険の適用が終了する(SFB6章8条2段)。就労に基づく給付は就労を阻害する要因により生じた所得の喪失を補うことを目的とするため、原則として、雇用等の終了をもって社会保険の適用も終了するが、転職等を理由とする短期的な就労の中断により社会保険による保護を失わないようにするために延長保護期間が設けられている¹⁶。傷病補償年金・活動補償金に係る延長保護期間は、これらの給付が長期的な生活保障の性格を有することを考慮して、1年間となっている¹⁷。社会保険庁によれば、実際にこの延長保護期間に基づき傷病補償年金・活動補償金を受給する者の割合は非常に小さい¹⁸。

また、就労に基づく社会保険の適用が終了する時点で就労に基づく給付(傷病手当、所得比例の傷病補償年金等)が支給されている場合、当該給付の支給が続く間は社会保険の適用も継続する(SFB6章9条)。奨学金を受けての就学、失業扶助給付を受給しながらの職業訓練への参加、妊娠出産、親休暇など、被保険者が所得比例給付の算定基礎となる推定所得を保障されている期間(傷病手当基礎所得(SGI)保護期間、*SGI-skyddad tid*)も、就労に基づく社会保険の適用は継続する(SFB6章10条)。

(3) 支給要件

① 障害要件

(a) 概要

傷病補償年金・活動補償金の受給のためには、まず、疾病またはその他の身体的あるいは精神的な機能の低下により、被保険者の労働能力が4分の1以上低下したことが必要である(SFB33章5条)。傷病補償年金を受給するためには、労働能力の低下が恒久的であると認められ、かつ、医学的な治療やリハビリテーションによって労働能力が回復しないと判定されなければならない(SFB33章6条)。活動補償金は、労働能力の低下が1年以上続くと認められる場合に支給される(SFB33章7条)。

労働能力の低下は、医学的な理由によるものでなければならない。労働能力を低下させる医学的要因としては、身体的または精神的な疾病、あるいは疾病の後遺症、先天性の障害がある¹⁹。かつては、労働能力の低下の程度を判定するに際して、特別な理由がある場合には、被保険者の年齢、居住環境、教育、活動歴その他これに類する事情を考慮することができた²⁰。しか

¹⁵ Prop. 1998/99:119, s. 115.

¹⁶ Prop. 1998/99:119, s. 117.

¹⁷ Prop. 2000/01:96, s. 77.

¹⁸ ヒアリング調査に対する社会保険庁からの回答に基づく。

¹⁹ Prop. 2007/08:124, s. 40.

²⁰ 旧規定が設けられた際の法律案では、被保険者の年齢が老齢年金の受給開始年齢に近く、再

し、2008年改正により、これらの事情、すなわち医学的理由以外の要素を考慮することは許されなくなった²¹。このことから敷衍して、判例は、傷病補償年金の支給決定に際し、被保険者が最低保障の老齢年金の受給開始年齢(当時65歳)²²に達した後に初めて労働能力を回復しようと認められるリハビリテーションを考慮から除外してはならないとしている²³。

労働能力の低下は、被保険者が労働市場における有償労働を通じて生計を維持する能力に照らして判定される(SFB33章10条)。ここでいう労働市場とはスウェーデン全土の労働市場を指し²⁴、被保険者の通常の職務や、労働能力の判定時に被保険者が実際にアクセス可能な職務に限られるわけではない。また、「労働を通じて生計を維持する能力」とは、被保険者がフルタイムで就労し、当該労働に適用される労働協約等に基づく賃金を得る能力をいう²⁵。したがって、被保険者が障害のために労働や職務内容を変更したことで所得が低下したとしても、フルタイムで就労しているならば傷病補償年金・活動補償金の受給権は得られない²⁶。

最高行政裁判所の判例により、障害者のための保護的雇用や、賃金補助を受けた雇用、Samhall(障害者に雇用を提供することを目的とする国有企業)での雇用など、障害者のための

就職が困難な場合が、医学的要因以外の事情を考慮する場合の例として挙げられていた。Prop. 1996/97:28, s 11f.

²¹ Prop. 2007/08:136, s. 88

²² 2019年の年金制度改正により、これまで65歳だった最低保障の老齢年金(最低保障年金)の受給開始年齢を、2023年1月から66歳に引き上げることとなった。2026年以降は、最低保障年金の受給開始年齢(riktåldern)は平均余命の伸びに応じて毎年引き上げられる(2026年・2027年は67歳)。所得比例老齢年金は、従来61歳から受給が可能であったが、2020年1月からは62歳、2023年1月からは63歳へ引き上げられ、2026年以降は最低保障年金の受給開始年齢の3年前から受給が可能となる。老齢年金の受給開始年齢の引き上げに合わせて、傷病補償年金の支給上限年齢も今後引き上げられていく。

²³ 最高行政裁判所2019年12月9日判決(HFD 2019 ref. 69)。本件では、慢性かつ重度の肝疾患を有する者(申請時に62歳)が4分の3額の傷病補償年金の支給を申請したのに対し、社会保険庁が肝移植による労働能力改善の可能性があると申請を却下した。この決定について、社会保険のための国民オンブズマンが、労働能力の判定は65歳に達するまでの期間を対象としてなされるべきであり、前記申請者については65歳以降に初めて肝移植が可能になるから、これを理由としてリハビリテーションが尽くされていないとすることはできないと主張して、不服申立てを行った。最高行政裁判所は、労働能力の低下の審査判定は被保険者の年齢にかかわらず同じ方法で行われなければならない、被保険者が65歳に達した後に初めて労働能力を改善しようという理由でリハビリテーションの可能性を除外してはならないとして、前記申請者についてはリハビリテーションが尽くされておらず、同人の労働能力が恒久的に1/4以上低下したとは認められないと判断した。

²⁴ Prop. 1996/97:28, s 17.

²⁵ Prop. 1996/97:28, s 22 och 27.

²⁶ Försäkringskassan, Sjukersättning, Vägledning 2013:1 Version7, s 41.

労働市場プログラムを通じた雇用²⁷も労働市場における有償労働の概念に含まれる²⁸。ただし、障害者の就労を可能とするために必要な労働条件・職場環境の調整等があまりに広範かつ重大で、使用者にとって当該障害者を雇用する経済的価値を欠くような場合は、同人が調整や支援を受ければ何らかの職務を遂行可能であるとしても、それは労働市場における有償労働とはみなされない²⁹。

ただし、2022年の法改正により、高齢者についての特別な規定が導入された(安心年金(trygghetspension)、2022年9月施行)。傷病補償年金の支給上限(すなわち最低保障の老齢年金の受給開始年齢に達する月の前月)まで5年以内の年齢に達し、かつ労働市場に一般的に存在する有償労働の経験を有する者について労働能力の低下を判定するに際しては、社会保険庁は、労働市場に一般的に存在しかつ同人が経験を有する有償労働、または同人がアクセス可能なその他の適切な労働を通して、同人が生計を維持できるか否かを考慮する。傷病補償年金の申請前15年間に被保険者が就労したことのある仕事が、被保険者が経験を有する有償労働とみなされる(SFB33章10a条)。「労働市場に一般的に存在する有償労働」とは、被保険者がその疾病にかかわらず、医学的な就労阻害要因に対する調整なしに、遂行することができる労働をいい、労働市場プログラム等による補助を受けた労働は含まない。「アクセス可能なその他の適切な労働」は、賃金補助を受けた雇用、Samhallでの雇用など、各種の補助を受けた労働を指す。その他の適切な労働は、被保険者が現にSamhallで雇用されているなど、補助を受けた労働に就くことが実際に可能な場合にのみ考慮される³⁰。特別規定の対象となる高齢者については、労働能力の低下の判断基準となる労働の内容が限定されることになる³¹。2022年改正は、高齢者について若年層と同じように包括的なりハビリテーションや転職の要求をすることは、社会的な費用および個人の負担の両面から非合理的であるとの考えに基づく。この改正により、転職が困難で、しばしば所得比例老齢年金の繰上げ受給に頼らざるをえなかった(そしてそのことが生涯にわたる老齢年金の額の低下に繋がっていた)高齢被保険者に対する経済的保障の改善が目指されている³²。

²⁷ 障害者のための労働市場プログラムについては百瀬・前掲注(9)39頁を参照。

²⁸ 最高行政裁判所2011年10月19日判決(HFD 2011 ref. 63 I -III)。

²⁹ 最高行政裁判所2019年10月11日判決(HFD 2019 ref. 48)。本件では、アスペルガー症候群に伴う広範な活動制限を有する障害者について社会保険庁が満額の傷病補償年金の支給を決定したことにつき、社会保険のための国民オンブズマンが、前記障害者は同人の強みを生かす領域(特にプログラミング)でかつ同人の条件に適合するよう調整された仕事であれば遂行することが可能であり、4分の1の労働能力を有すると主張して、支給決定の取消または4分の3額の支給決定への変更を求めた。最高行政裁判所は、報酬を払うに値する労働を前記障害者が遂行できるようにするために必要な労働環境等の調整は非常に広範で、使用者にそのような調整を期待することは非現実的であり、したがって同人の労働能力は労働市場における有償労働との関係で完全に喪失されていると判断した。

³⁰ Prop. 2021/22:220, s. 11f.

³¹ これに対し、この規定の対象とならない、すなわち傷病補償年金の申請前15年間に就労経験のない高齢者については、通常の場合と同様に労働能力の低下が判断される。

³² Prop. 2021/22:220, s. 1 och 10f. なお、社会保険庁へのヒアリング調査における回答によれば、

労働能力の低下の判断は、心身のいずれの機能が低下しているかにかかわらず同じ基準で、またフルタイム労働との関係で、行われなければならない(SFB33 章 11 条 1 段)。通常は週 40 時間がフルタイム労働となるので、その 4 分の 3 以上、すなわち週 30 時間以上の就労が不可能であることが、傷病補償年金・活動補償金の受給要件となる³³。

(b) 障害認定の手順³⁴

傷病補償年金・活動補償金の支給申請は書面で行わなければならない(SFB110 章 4 条 1 段)。すなわち、受給を希望する被保険者は、健康状態に関する医師の意見書を添えて申請書を提出しなければならない(傷病補償年金および活動補償金に関する政令(Förordning (2002:986) om sjukersättning och aktivitetsersättning)3 条)。傷病補償年金の場合、申請書には、①申請する給付割合(4 分の 1、半額、4 分の 3 または満額)、②医師による意見書の提出方法、③労働の状況(被用者・請負人・自営業の別、使用者・注文者・事業の名、失業者か否か、最終就労日、失業保険給付の受給の有無)、④労働時間の状況(傷病補償年金を受給しながら就労する予定があるか、週の労働時間の配分)、⑤60 歳以上の場合は過去 15 年間の職歴、⑥国外での居住・就労の有無、⑦外国の社会保障給付の受給状況等を記載する³⁵。

医師の意見書には、①所見の根拠(自身の診察、診療記録、患者の親族等からの聞き取り、他の医学的根拠など)、②労働能力の低下の原因となっている疾病の診断、③疾病の経緯、④障害についての所見および障害の程度(知能、包括的な心理的・社会的機能、注意・集中・行動機能、その他の精神的機能、感覚・痛み、平行・調整・動作機能、その他の身体的機能といった機能の類型別に、所見および機能低下の程度(軽度・中度・重度・廃止の 4 段階)を記入する)、⑤活動に対する制限(障害により患者が何を行うことが困難となっているか)、⑥医学的治療・措置の経過と効果(これまでに行われたもの・現在行われているもの・これから行われるもの)、⑦就労に関する医学的条件(患者の就労に関する医学的条件がどのように変化すると見込まれるか、特別な労働時間が必要な場合の医学的理由、疾病等にかかわらず患者がどのような労務を遂行可能か)などを記載する³⁶。

社会保険庁の審査担当者(handläggare)は、必要に応じて、社会保険庁の医師職員から医学

2022 年改正は高齢被保険者について従前の職歴を考慮するようになったにとどまり、2008 年改正以前ほど緩やかかつ多様な考慮を認めるものではない。

³³ 書面による質問調査への社会保険庁からの回答に基づく。

³⁴ 社会保険庁に対する書面による質問調査およびヒアリング調査の結果のほか、百瀬・前掲注(9)24-25 頁、深田聡「ドイツ及びスウェーデンの障害認定制度に関する調査報告」(厚生労働省年金局国際年金課欧米諸国の障害年金制度の運用体制に関する研究会、2013 年)52-54 頁を参照。

³⁵ 社会保険庁の HP に掲載されている傷病補償年金の申請書を参照した

(<https://www.forsakringskassan.se/download/18.6ee1b669175da6fd958bc7/1667404006359/3030-ansok-om-sjukersattning.pdf>, 2022 年 12 月 15 日最終閲覧)。

³⁶ 社会保険庁の HP に掲載されている医師の診断書用フォーマットを参照した

(<https://www.forsakringskassan.se/download/18.62c6089e1799604047f12d8/1663569504772/7800-lakarutlatande-for-sjukersattning.pdf>, 2022 年 12 月 15 日最終閲覧)。

的な助言を得ることができる。この医師職員は、被保険者を直接診察するものではない。また、審査担当者は、①被保険者の使用者、主治医、その他必要な情報を提供できる者に質問を行う、②被保険者と面談する、③医師またはその他の専門家に意見書を求める、④保険医学的な診察 (försäkringsmedicinska utredning) またはその他の診察の受診、あるいは調整会議 (avstämningsmöte) への参加を被保険者に求めることができる (SFB110 章 14 条)。

保険医学的診察は、社会保険法に基づく給付の支給決定のために被保険者の心身の機能や活動能力を判定するもので、社会保険庁の要請に基づき、保健医療サービスを管轄するレギオンの医師または他の医療専門職が被保険者の診察を行うものである (保険医学的診察に関する法律 (SFS2018:744) 1 条、2 条)。医師以外の専門職として、臨床心理士や理学療法士などが診察のプロセスに参加することができる³⁷。

調整会議とは、被保険者、社会保険庁および被保険者の状況に影響を与える者 (主治医、使用者、職業紹介所等) が参加する会議で、被保険者の障害や労働能力の状態・変化を判定し、様々なリハビリテーションを提案・計画することを目的とする。主に活動補償金の受給者について、実習先、将来の就労に向けたリハビリテーション、より簡易なアクティビティー (障害者の身体的・精神的な健康の回復のための訓練、学習サークルへの参加等) などを話し合うために行われるが、傷病補償年金の受給者についても数年おきに実施する³⁸。

被保険者が以上の調査への協力を正当な理由なく拒む場合には、給付の支給拒否または減額が可能である (SFB110 章 53 条)。最終的に、社会保険庁の決定者 (beslutsfattare) が、各事案において収集された資料から傷病補償年金または活動補償金の受給要件が充足されているかを決定する³⁹。

機能障害を列挙したリストや統一的な認定基準は存在しない。ただし、社会福祉庁 (Socialstyrelsen) が、「保険医学的な判断支援」(Försäkringsmedicinskt beslutstöd)⁴⁰として、疾病群別の機能低下および活動制限の判断指針を作成している。これは傷病手当の支給判定のためのガイドラインであり、法的拘束力を有するわけではないが、診察に当たる医師および社会保険庁の職員の双方が活用することが期待されている。傷病補償年金・活動補償金の支給判定に際してもこのガイドラインを参照することがある⁴¹。

② 障害要件以外の支給要件

(a) 所得比例の傷病補償年金・活動給付金

所得比例の傷病補償年金・活動補償金を受給するためには、保険事故の発生時に、前述した就労に基づく社会保険の被保険者資格を有していなければならない (SFB33 章 5 条 1 段)。

³⁷ ヒアリング調査に対する社会保険庁からの回答に基づく。

³⁸ ヒアリング調査に対する社会保険庁からの回答に基づく。

³⁹ 書面による質問調査への社会保険庁からの回答に基づく。

⁴⁰ 社会福祉庁 HP で公開されている (<https://roi.socialstyrelsen.se/fmb>, 2022 年 12 月 15 日最終閲覧)。

⁴¹ ヒアリング調査に対する社会保険庁からの回答に基づく。

ただし、保険事故が 18 歳に達する年より前に発生した場合は、保険事故発生時に被保険者であることは要求されない(同条 2 段)。ここでいう保険事故発生時とは、被保険者の労働能力の低下が傷病補償年金または活動補償金の受給に必要とされる程度および期間(前述①(a)参照)に達した時点をいう⁴²。したがって、障害の原因となる傷病の初診日ではなく、医療行為やリハビリがすべて終了し、それでもなお労働能力が低下していると判断された時点が保険事故の発生時となる⁴³。

障害年金のリスク分散機能が機能するためには、原則として、給付の額は加入期間の長さや保険料の拠出額とは無関係であるべきであると考えられた。そのため、所得比例の傷病補償年金・活動補償金についても、保険事故発生時点で社会保険を適用されていることが支給要件とされ、保険事故発生前の加入期間の長さや受給権の取得は要件とされていない⁴⁴。

ただし、所得比例の傷病補償年金・活動補償金を受給するためには、保険事故発生の直前の一定期間(算定対象期間、ramtid)内に最低 1 年以上、年金基礎所得(pensionsgrundande inkomst, PGI)を認定されている必要がある(SFB34 章 2 条)。算定対象期間の長さは保険事故発生時の年齢により異なり、53 歳以上で 5 年、50 歳以上 52 歳以下で 6 年、47 歳以上 49 歳以下で 7 年、46 歳以下で 8 年となっている(SFB34 章 3 条)。年金基礎所得は所得比例老齢年金の算定基礎となる所得で、国税庁が算定する(SFB59 章 2 条)。被保険者の雇用による所得およびその他の有償労働により得る所得が算定の対象となり(SFB59 章 3 条)、親手当、傷病手当、所得比例の傷病補償年金・活動補償金、近親者等介護手当などの社会保険給付も算定対象に含まれる(SFB59 章 13 条)。被保険者が一年間に得る所得の合計のうち、その年の物価基礎額⁴⁵(2023 年は 52,500SEK)の 42.3%以上の部分が年金基礎所得として算定され、所得基礎額⁴⁶(2023 年は 74,300SEK)の 7.5 倍までの所得が算入される(SFB59 章 4 条・5 条)。

(b) 最低保障の傷病補償年金・活動補償金

最低保障の傷病補償年金・活動補償金は、所得比例の傷病補償年金・活動補償金を受給できない、またはその額が一定水準(最低保障水準、garantinivå)に満たない者に支給される(SFB35 章 2 条)。

最低保障給付としての傷病補償年金・活動補償金を受給するためには、保険事故の発生時(被保険者の労働能力の低下が傷病補償年金または活動補償金の受給に必要とされる程度および期間に達した時点)において、前述(2)参照した居住に基づく社会保険の被保険者資格を有していなければならない。したがって、スウェーデンでの居住を開始した時点で既に障害を

⁴² Prop. 2000/01:96, s. 76.

⁴³ 百瀬・前掲注(9)25 頁。

⁴⁴ Prop. 2000/01:96, s. 75.

⁴⁵ 物価基礎額(prisbasbelopp)は、社会保険の各種給付の算定に用いられる数値で、消費者物価指数の変動に合わせて政府が毎年改定する(SFB2 章 6~9 条)。

⁴⁶ 所得基礎額(inkomstbasbelopp)は所得比例老齢年金の算定に用いられる数値で、平均賃金の変動に合わせて政府が毎年改定する(SFB58 章 26~28 条)。

負っていた者は、最低保障給付を受けることはできない。ただし、保険事故が 18 歳に達する年よりも前に発生した場合は、この要件は要求されない(SFB33 章 5 条 2 段)。

加えて、最低保障給付は、被保険者の保険加入期間(försäkringstid)が 3 年以上ある場合にのみ支給される(SFB35 章 3 条)。保険加入期間は、被保険者が 16 歳に達した年から保険事故発生の前年までの期間(実際の保険加入期間、faktisk försäkringstid)と、保険事故発生の年から 65 歳に達する年(2025 年 12 月からは最低保障年金の受給開始年齢に達する年の前年。以下本項において同じ)までの期間(将来の保険加入期間、framtida försäkringstid)から構成される(SFB35 章 4 条)。

被保険者がスウェーデン国内での居住に基づく被保険者資格を得ていた期間が、実際の保険加入期間として算入される(SFB35 章 6 条。難民についての特例あり)。実際の保険加入期間が被保険者が 16 歳に達した年から保険事故発生の前年までの期間の 5 分の 4 以上ある場合、その後被保険者が 65 歳に達する年までの全期間が将来の保険加入期間として算定される(SFB35 章 12 条)。実際の保険加入期間が 16 歳に達した年から保険事故発生の前年までの期間の 5 分の 4 に満たない場合、将来の保険加入期間は比例的に算定される。すなわち、保険事故が発生した年から被保険者が 65 歳に達する年までの期間につき、実際の保険加入期間と被保険者が 16 歳に達した年から保険事故の前年までの期間の 5 分の 4 との比率に相当する割合をもって、将来の保険加入期間が算定される(SFB35 章 13 条)。

保険事故が被保険者が 18 歳になる年よりも前に発生した場合には特別の規定があり、被保険者が 16 歳に達した年から 65 歳に達する年までの全ての期間が保険加入期間として算定される(SFB35 章 15 条)。この規定により、先天性または若年期の障害を原因とする労働能力の低下について、最低保障給付の受給が可能となっている⁴⁷。

最低保障給付としての傷病補償年金・活動補償金の目的は、スウェーデンに居住する者に対し、保険事故発生前にスウェーデンと一定の結び付きを有していることを条件として、基礎的な保障を与えることにある。EU の社会保障に関する規則(EEG1408/71)との関係で、スウェーデンに短期間しか居住しなかった者に対してもスウェーデンが無拠出の最低保障給付を支給することは適切ではないこと、他方で、EU 域内を移動する者に対しては基礎的な保障を提供すべきであることを考慮して、最低保障給付は従前の保険加入期間に結び付けられている。また、同じ理由により、満額の最低保障給付を受給するためにはスウェーデンとのより長い結びつきが要求される(後述(5)③参照)⁴⁸。

(4) 支給期間

傷病補償年金・活動補償金の受給権は、被保険者の労働能力の低下が傷病補償年金または活動補償金の受給に必要とされる程度および期間に達し、かつ前述した他の支給要件が満たされたときに発生する。傷病補償年金・活動補償金は各給付の受給権が発生した月から支給

⁴⁷ 百瀬・前掲注(9)27 頁。2014 年改正により、スウェーデン国籍の要求は削除された。

⁴⁸ Prop. 2000/01:96, s 105-107.

されるが、支給申請をした月から3か月以上過去に遡っての支給はなされない(SFB33 章 14 条 1 段)。したがって、支給申請に添付する医師の診断書において過去に遡って障害を診断することは可能であるが、申請日より前3か月を超えて、遡って給付を受給することはできない。この点で、スウェーデンの障害年金制度においては初診日は重要性を持たず、申請日がより重要となる⁴⁹。

傷病補償年金は、原則として被保険者が30歳に達した月から、66歳に達する月の前月(2025年12月からは最低保障年金の受給開始年齢に達する月の前月)まで支給される。ただし、2016年改正(2017年2月施行)により、被保険者の労働能力が完全またはほぼ完全に喪失している場合(すなわち、満額の傷病補償年金の支給対象となる場合)は、19歳に達する年の7月から傷病補償年金の受給が可能となった(SFB33 章 16 条)。2016年改正以前は、19歳以上29歳以下の若年の障害者は活動補償金しか受給できなかったが、後述するように活動補償金は有期給付であるため、給付の継続を希望する場合は少なくとも3年ごとに再申請をしなければならない。そこで、広範な機能低下により労働能力の向上が不可能と見込まれる若年者については、再申請に係る心理的・手続き的な負担を取り除くため、19歳から傷病補償年金の受給を可能とする改正がなされた⁵⁰。

傷病補償年金は労働能力の恒久的な低下が認められる場合に支給されるものであり、期間の定めのない給付である⁵¹。ただし、傷病補償年金の支給決定後3年以内に、社会保険庁は被保険者の労働能力の追跡調査を行わなければならない。その後も、社会保険庁は最低でも3年に一度、被保険者の労働能力を追跡調査する。被保険者が61歳に達した以降は⁵²、労働能力の追跡調査は行われない(SFB33 章 17 条)。社会保険庁によれば、毎年、追跡調査の結果、1~2%程度の受給者が労働能力に何らかの変化が生じたと判定されている。すなわち、労働能力の向上により傷病補償年金が減額される、労働能力の減退により傷病補償年金が増額される、傷病補償年金を受けながら制度内で就労または就学を試みる(休眠傷病補償年金制度、後述(7)②参照)、などの変化が生じている⁵³。

活動補償金は、被保険者が19歳に達する年の7月から受給が可能であり⁵⁴、最長で30歳に達する月の前月まで支給される。活動補償金は有期給付であり、一度の支給決定は3年を超えることはできない(SFB33 章 18 条・19 条)。支給期間の経過後も受給を希望する場合は、

⁴⁹ 書面による質問調査およびヒアリング調査への社会保険庁からの回答に基づく。

⁵⁰ Prop. 2016/17:1, Utgiftsområde 10, s 52.

⁵¹ かつては、労働能力の低下が恒久的ではないが1年以上継続すると認められる場合、期間の定めのある傷病補償年金が支給されたが、2008年の法改正により廃止された。

⁵² 最低保障年金の受給開始年齢の引上げに合わせて傷病補償年金の支給上限年齢が引き上げられることに伴い、労働能力の追跡調査を行う上限年齢も引き上げられる。2025年12月以降は、最低保障年金の受給開始年齢の5年前になると追跡調査が行われなくなる。

⁵³ 書面による質問調査への社会保険庁からの回答に基づく。

⁵⁴ 就学期間の長期化により労働市場への参入が16歳よりも遅くなった(実際に就労による所得を得る年齢に到達する前に障害年金が支給されるようになっていた)ことを背景として、2001年改正により支給開始年齢の下限が従前の16歳から19歳に引き上げられた。Prop. 2000/01:96, s 71.

被保険者は活動補償金を再申請するか、傷病補償年金の申請をする必要がある。2021年は、活動補償金の受給期間の満了後に再申請をした者のうち、5.5%が支給要件を満たさないとして申請を却下された。活動補償金の再申請を却下される者の割合は近年減少傾向にある(2019年の15%→2020年の9.4%→2021年の5.5%)。社会保険庁は、2019年10月の最高行政裁判所の判決⁵⁵によって労働市場における有償労働の概念が明確化されたことが、活動補償金の支給判定に影響していると分析している⁵⁶。

30歳に達したことで活動補償金の支給が終了した者のうち、約半数は傷病補償年金の受給に移行している(2020年7月から2021年6月の1年間では51%)。その他の者は就労または就学を開始し、職業紹介所に失業者として登録し、あるいは傷病手当、公的扶助またはその他の社会保障給付によって生計を立てている。もっとも、活動補償金の支給期間終了後に就労または就学する者の割合は非常に小さい。2021年は、就労した者の割合は4.3%、就学した者は1.9%であった。活動補償金の受給者の多くは就労経験がなく、かつ重度の障害を有する者が多いことが要因と考えられている⁵⁷。

(5) 支給額

① 通則

傷病補償年金・活動補償金の支給額は、被保険者の労働能力の低下の程度に応じて4段階となっている。すなわち、①労働能力が完全またはほぼ完全に低下している場合は満額、②労働能力が4分の3以上低下しているが①には至らない場合は4分の3額、③労働能力が2分の1以上4分の3未満低下している場合は半額、④労働能力が4分の1以上2分の1未満低下している場合は4分の1額の支給となる(SFB33章9条)。社会保険庁の実務では、①の満額支給の対象となるか否かは、被保険者が残存する労働能力により遂行できる労働がフルタイム労働の8分の1(週5時間)を超えず、かつ当該労働により得られる収入が同じ労働をフルタイムで行って得られる通常の収入の8分の1を超えないことを基準として判断される⁵⁸。

前述したように、傷病補償年金・活動補償金は、所得比例給付と最低保障給付から構成される。障害要件(前述(3)①参照)を満たすが、所得比例の傷病補償年金・活動補償金を受給できない、またはその額が一定水準(最低保障水準)を下回る被保険者に対して、最低保障の傷病補償年金・活動補償金が支給される(SFB35章2条)。

傷病補償年金・活動補償金には所得制限は設けられておらず、受給期間中の本人または家

⁵⁵ 前掲注(29)参照。

⁵⁶ Försäkringskassan, Försäkringskassans årsredovisning 2021, 2022, s 100. ヒアリング調査に対する社会保険庁からの回答では、この他に障害者団体による運動の影響も原因の一つとして挙げられた。

⁵⁷ Försäkringskassan, supra note 56, s 101f.

⁵⁸ 傷病補償年金・活動補償金に関する社会保険庁の一般的助言(Riksförsäkringsverkets allmänna råd (RAR 2002:17) om sjukersättning och aktivitetsersättning)。

族の所得により支給額が影響を受けることはない⁵⁹(受給期間中の就労により労働能力の低下の程度の判断が変わる場合の問題については、後述(7)を参照)。

② 所得比例給付の支給額

所得比例の傷病補償年金・活動補償金は所得の喪失に対する保障を原則とし、医学的な理由による労働能力の低下によって失われた被保険者の将来の所得を給付の算定の基礎とする。2001年改革前の付加年金と異なり、現行制度では、支給額は保険事故発生前の保険加入期間の長さには関連付けられていない⁶⁰。

具体的には、所得比例の傷病補償年金・活動補償金の支給額は、労働能力の低下により失われたと推定される所得、すなわち推定所得(antagandeinkomst)に基づき算定される。推定所得は、保険事故発生前の一定期間(算定対象期間)における被保険者の年間総所得に基づき計算される(SFB34章4条)。算定対象期間の長さは前述の通り(3)エラー! 参照元が見つかりません。(a)参照)、保険事故発生時の年齢により、5年から8年となっている(SFB34章3条)。保険事故発生前の一定期間の所得のみを参照するのは、遡る期間が長くなるほど失われた将来所得との関係性が弱まるためである。また、若年層は所得が低く、育児や就学などによる所得の減少も起こりやすいことなどから、若年層ほど算定対象期間の年数が長くなっている⁶¹。

推定所得の算定基礎となる年間総所得は、原則として、被保険者の毎年の年金基礎所得(PGI、前述(3)エラー! 参照元が見つかりません。(a)参照)にその年の国民年金保険料の拠出額を加えたものである(SFB34章6条)⁶²。ただし、所得が生じた年の物価基礎額の7.5倍を超える所得は算定から除外される(SFB34章7条)。また、年間総所得は、当該所得が生じた年の物価基礎額と傷病補償年金または活動補償金の支給が開始される年の物価基礎額の比率に応じて再計算される(SFB34章8条)。すなわち、物価基礎額の変動を基準に現在価値への再評価がなされる。

算定対象期間における、再評価された年間総所得のうちで、最も高い3年間の所得の平均が推定所得となる。算定対象期間内に年間総所得が1年間または2年間しか認定されない場合は、不足分の2年間または1年間については年間総所得が0であったとみなして、推定所得を計算する(SFB34章9条)。また、30歳に達する前月までの傷病補償年金および活動補償金については特別な規定があり、上記の額の代わりに、3年間の算定対象期間のうちで最も高い2年間の年間総所得の平均をもって推定所得とすることができる(SFB34章10条。被保険者にとってより有利な額が用いられる)。これは、保険事故発生前の就労期間が短い若年者に対し

⁵⁹ ヒアリング調査に対する社会保険庁からの回答に基づく。

⁶⁰ Prop. 2000/01:96, s 90.

⁶¹ Prop. 2000/01:96, s 98f.

⁶² 年金基礎所得の算定時に、国民年金保険料相当額が控除されているためである(SFB59章36条2段参照)。なお、被保険者が保険事故発生前に傷病補償年金または活動補償金を既に受けていた場合は、傷病補償年金・活動補償金に基づき認定される年金基礎額(pensionsgrundande belopp)も推定所得の算定基礎となる。

てより良い保護を与えるための規定である⁶³。推定所得は支給開始時の物価基礎額に結び付けられ、毎年、物価基礎額の変動に応じて再計算される(SFB34 章 5 条)。すなわち、支給開始後の給付額について物価スライドはなされるが、賃金スライドは行われない⁶⁴。

所得比例の傷病補償年金・活動補償金の額は、満額支給時に、被保険者の推定所得の 64.7%である(SFB34 章 12 条)。2001 年改革の際には、従前の障害年金制度における給付水準との連続性や、所得喪失に対する保険として十分な給付水準を提供すべきこと、協約保険による補完的な給付の余地を残すべきことなどを考慮して、給付水準は 64%とされた⁶⁵。その後、2014 年の改正により、相対的に低所得の者に対する給付を改善すべきであるとして、現在の 64.7%に引き上げられている(2015 年 10 月施行)⁶⁶。①で述べたように、労働能力の低下の程度に応じ、満額、4 分の 3 額、半額、4 分の 1 額の支給となる(SFB34 章 13 条)。

以上に述べた方法により算定される所得比例の傷病補償年金・活動補償金は、所得の高い者ほど支給額も高くなるが、年間総所得に算入される所得に上限が設けられているため給付額にも上限がある。満額支給時の所得比例の傷病補償年金・活動補償金の最高額は、2023 年は年 254,756SEK(月 21,230SEK、課税前)である⁶⁷。

③ 最低保障給付の支給額

最低保障給付の主たる目的は、所得比例の傷病補償年金・活動補償金を受けられないまたはその額が低い者に対し、その者が保険事故の発生前にスウェーデンと一定の結び付きを有していたことを条件として基礎的保障を提供することにある⁶⁸。そのため、最低保障給付の支給額は、被保険者の保険加入期間(現実の保険加入期間と将来の保険加入期間の合計、前述(3)②(b)参照)が 40 年に足りない場合、不足する程度に応じて(1 年不足するごとに 40 分の 1 ずつ)減額される(SFB35 章 20 条)。

満額時(すなわち労働能力を完全にまたはほぼ完全に喪失している場合)の最低保障給付の支給水準(最低保障水準)は、被保険者が 30 歳に達した月以降は、物価基礎額の 2.78 倍である(SFB35 章 18 条。2023 年は年 145,950SEK、月額 12,163SEK)。30 歳未満の者については、高等教育や労働市場政策に参加した後に賃金水準が伸びる年齢層であることを反映するために、年齢別の最低保障水準が設けられている⁶⁹。すなわち、21 歳に達する月の前月までは物価基礎額の 2.48 倍、21 歳に達する月から 23 歳に達する月の前月までは同 2.53 倍、23 歳に達する月から 25 歳に達する月の前月までは同 2.58 倍、25 歳に達する月から 27 歳に達する月の

⁶³ Prop. 2000/01:96, s 95 och 100.

⁶⁴ ヒアリング調査に対する社会保険庁からの回答に基づく。2022 年 6 月に、賃金スライドの必要性を検討する委員会が政府内で立ち上げられている(Kommittédirektiv 2022:62)。

⁶⁵ Prop. 2000/01:96, s 101.

⁶⁶ Prop. 2014/15:99, s 87.

⁶⁷ 社会保険庁 HP より(<https://www.forsakringskassan.se/privatperson/e-tjanster-blanketter-och-informationsmaterial/aktuella-belopp>, 2023 年 5 月 1 日最終閲覧)。

⁶⁸ Prop. 2000/01:96, s 107.

⁶⁹ Prop. 2000/01:96, s 111f.

前月までは同 2.63 倍、27 歳に達する月から 29 歳に達する月の前月までは同 2.68 倍、29 歳に達する月から 30 歳に達する月の前月までは同 2.73 倍となる(SFB35 章 19 条)。

上述のように、最低保障給付の支給水準は物価基礎額に結び付けられているので、毎年の物価の変動に応じて給付額が自動的に変動する(すなわち、物価スライドがなされるが、賃金スライドは行われぬ)。最低保障給付の水準は、全ての障害者に正当な生活水準、すなわち住宅費を除く⁷⁰通常の消費需要を全て賄える生活水準を保障すべきであるという考えに基づき、設計されている。また、医学的理由により労働不能となった現役世代に対しては老齢年金の受給者よりも高い基礎的保障をするのが合理的であるとの考えに基づき、老齢年金における最低保障年金の給付水準(単身者につき物価基礎額の 2.43 倍、配偶者がある者につき同 2.2 倍。SFB67 章 21 条、23 条)よりも高い水準となっている⁷¹。

被保険者が所得比例の傷病補償年金・活動補償金を受けられない場合、満額時の最低保障給付の支給額は最低保障水準と同額となる(SFB35 章 23 条)。被保険者が所得比例給付を受けられるが、その給付額が最低保障水準を下回る場合は、最低保障水準と所得比例給付の差額が最低保障給付の支給額となる。被保険者の保険加入期間が 40 年に満たない場合、保険加入期間の不足に応じた最低保障水準の減額がなされたうえで、所得比例給付との差額が算定される(SFB35 章 24 条)。さらに、被保険者の労働能力の低下の程度に応じて、最低保障給付の支給額は満額、4 分の 3 額、半額、4 分の 1 額となる(SFB35 章 25 条)。

(6) 財源

所得比例の傷病補償年金・活動補償金の財源は、使用者および自営業者が負担する疾病保険料により賄われる。保険料率は、使用者につき 3.55%、自営業者につき 3.64%である(社会保険料法(Socialavgiftslag, SFS2000:980)2 章 26 条、3 章 13 条)。疾病保険料は、所得比例の傷病補償年金・活動補償金の他、傷病手当、リハビリテーション手当、近親者等介護手当などの給付の財源にも充てられる(社会保険料の分配に関する法律(Lag om fördelning av socialavgifter, SFS2000:981)3 条・4 条)。

最低保障の傷病補償年金・活動補償金の財源は国庫負担(租税)である。

(7) 受給者の就労・就学と障害年金の調整

① 原則

原則として、傷病補償年金・活動補償金の受給者が、支給決定時に失われたものと判定された労働能力を活用して有償労働をしている場合、同人は、有償労働がなされているのと同じ期間・程度について傷病補償年金・活動補償金を受給する権利を有しない(SFB36 章 9 条)。満額の(すなわち、完全またはほぼ完全な労働能力の喪失による)傷病補償年金・活動補償金の受給者は、週 5 時間以内(フルタイム就労の 8 分の 1 以下)の労働で、かつ収入が当該労働に

⁷⁰ 住宅費は、別途、住宅手当(bostadstillägg)によりカバーされる(後述 3 参照)。

⁷¹ Prop. 2000/01:96, s 114.

フルタイムで従事して得られる通常の収入の 8 分の 1 以下である場合には、給付を受給しながら就労することができる。しかし、この程度を超えて就労する場合は受給権の再審査が行われ（再審査の根拠規定は SFB36 章 19 条）、労働能力の回復の程度に応じて傷病補償年金・活動補償金の支給額の減額または支給停止がなされる⁷²。

② 休眠傷病補償年金・休眠活動補償金

ただし、受給者の労働生活への復帰を促進するために⁷³、一定期間、傷病補償年金・活動補償金の受給権を失わずに就労を試すことができる仕組みが設けられている（休眠傷病補償年金／活動補償金、Villande sjukersättning / aktivitetsersättning）。就労時の支給休止制度は既に旧・障害年金制度の 1999 年改正により 2000 年から導入されていたもので、2006 年の改正によって就学時にも同様の仕組みが拡大された。就学が多くの場合に労働生活への復帰を促進・可能にすることから、傷病補償年金・活動補償金の受給権を失わずに就学を試すことができるのが望ましいと考えられたためである⁷⁴。

現在の仕組みでは⁷⁵、傷病補償年金・活動補償金を 12 カ月以上受給している被保険者が当該給付の支給決定時に失われたものと判定された労働能力を活用して就労または就学する場合、同人からの申請により、社会保険庁は傷病補償年金または活動補償金の受給権の全部または一部の休止を決定することができる（SFB36 章 10 条）。傷病補償年金・活動補償金とも、最長で 24 カ月の休止が可能である（SFB36 章 14 条、15 条 1 段）。休止期間中は休止された分の傷病補償年金・活動補償金は支給されない（SFB36 章 11 条）。被保険者が就労を試みる場合、就労しようとする程度を考慮して給付のどれだけの部分を休止するかが決定される（SFB36 章 12 条）。また、休止された傷病補償年金・活動補償金の 25% に相当する額が毎月支給される（SFB36 章 18 条。最長 24 カ月の支給）。これに対し、被保険者が就学を試みる場合は、当該就学がフルタイムであるかパートタイムであるかを問わず、給付は全部休止となる。また、就学の場合、傷病補償年金・活動補償金の一部支給はなく、代わりに中央奨学金委員会（Centrala studiestödsnämnden、CSN）による奨学金を利用することになる。

被保険者が休止制度を利用して就労または就学している間は、傷病補償年金・活動補償金の受給権は影響を受けない。すなわち、受給権の再審査（SFB36 章 19 条）は行われない。休止期間中または休止期間の終了後に、就労や就学の継続ができない場合は、引き続き休止前の給付を受給することができる。しかし、休止期間の終了後に就労を継続できる場合には、受給権の再審査が行われ、給付の減額等がなされることになる⁷⁶。

2021 年には、休眠傷病補償年金を利用して月平均 769 人が就労し、月平均 130 人が就学し

⁷² 百瀬・前掲注(9)34 頁。Försäkringskassan, supra note26, s 119.

⁷³ Prop.1999/2000:4, s 21.

⁷⁴ Prop. 2005/06:159, s 21.

⁷⁵ 2008 年 7 月より前から無期限の傷病補償年金を受給していた者については社会保険法典 37 章に特別な規定が設けられている。詳細は、百瀬・前掲注(9)35-36 頁を参照。

⁷⁶ 百瀬・前掲注(9)34 頁。Försäkringskassan, supra note26, s 118f.

た。また、休眠活動補償金を利用して就労または就学した者は月平均 391 人であった⁷⁷。

③ 活動補償金に関する特別の規定

1 で述べたように、2001 年の障害年金改革で活動補償金を導入した目的は、若年障害者に対し個人の発達や就労の可能性の維持を可能にする様々なアクティビティへの参加を奨励することにあった。そこで、社会保険庁には、活動補償金の支給を決定する際には、被保険者の健康状態または心身の機能に有益な効果をもたらすアクティビティに当該被保険者が参加することが可能かどうかを審査する義務が課されている(SFB33 章 21 条)。被保険者がそのようなアクティビティに参加可能であると判断される場合、社会保険庁は、同人にとってどのようなアクティビティが適切であるかより詳細な計画を作成する。計画の作成に当たっては、被保険者との協議のうえ、可能な限り同人の希望を考慮しなければならない(SFB33 章 22 条)。

活動補償金の受給者が参加するアクティビティとして、具体的には、教育、社会活動、デイケア、スポーツその他の余暇活動、芸術活動への参加などを通じた様々な能力の向上が挙げられる。また、基礎的な教育や、研修による職業体験など、より労働生活に結びつく活動も含まれる⁷⁸。社会保険庁は各種のアクティビティを自ら提供するものではない。ただし、社会保険庁は、計画されたアクティビティが実施されるよう調整し、被保険者が当該アクティビティに参加することが容易になるような措置を講じなければならない(SFB33 章 23 条)。また、被保険者が参加するアクティビティにかかる費用は、その一定部分が国から支給される(SFB33 章 25 条)。このように、社会保険庁はすべての活動補償金の受給者にアクティビティへの参加の機会を提供するが、アクティビティへの参加は受給者の任意に委ねられている⁷⁹。

さらに、活動補償金を 12 カ月以上受給している被保険者が就学を希望する場合、社会保険庁は、同人からの申請に基づき、最長 6 か月間、活動補償金の減額なしに就学することを決定することができる(試験的就学期間(aktivitetsersättning under prövotid)、SFB36 章 9a 条)。6 か月を超えて就学を希望する場合は、②で述べた休眠活動補償金の制度を利用することになる。この場合は、試験的就学期間と合わせて最長 24 カ月の休止が認められる(SFB36 章 15 条 2 段。したがって、休止期間は 24 か月より短くなる)。

(8) 老齢年金との関係

① 現行の老齢年金制度の概要⁸⁰

(a) 所得比例老齢年金

現在の老齢年金制度の中心は、所得比例老齢年金(inkomstgrundad ålderspension)である。

⁷⁷ Försäkringskassan, supra note 56, s 97 och 100. この他に、2008 年 7 月以前の旧制度に基づき傷病補償年金の受給権を保持しながら就労する者が月平均 4,029 人いた。

⁷⁸ Prop. 2000/01:96, s 86f.

⁷⁹ Försäkringskassan, Aktivitetsersättning, Vägledning 2013:2 Version 11, s 192f.

⁸⁰ 老齢年金制度の概要については、厚生労働省・前掲注(8)9 頁以下、百瀬・前掲注(9)32 頁以下、中野妙子「老齢年金－1998 年改革の意義と課題」海外社会保障研究 178 号(2012 年)21 頁

所得比例老齢年金は、納付した保険料総額に応じて老後の年金額を決定する、確定拠出方式に基づく。スウェーデン国内で就労する者が所得比例老齢年金の被保険者となる(SFB6 章 6 条)。所得比例老齢年金はさらに、所得比例年金(inkomstpension)およびプレミア年金(premiepension)からなる。

(3)②(a)で述べたように、毎年、被保険者が雇用またはその他の有償労働により得た所得は、所得基礎額(2023 年は 74,300SEK)の 7.5 倍を上限として、年金基礎所得(PGI)として認定される(SFB59 章 3 条)。親手当、傷病手当、所得比例の傷病補償年金・活動補償金などの社会保険給付も、年金基礎所得に算入される(SFB59 章 13 条)。年金基礎所得の認定に年齢制限はなく、所得が存在する限り生涯にわたり年金受給権の基礎として認定される。

これに加えて、一定の場合には、就労による所得を喪失した者の年金権の保護のために、年金庁が年金基礎額(Pensionsgrundande belopp, PGB)という架空の所得を認定する(SFB60 章 2 条)。年金基礎額の認定対象となるのは、所得比例の傷病補償年金・活動補償金の受給者、兵役の従事者、奨学金を受給する学生、乳幼児を育児中の親である(SFB60 章 3 条)。被保険者が満額の(すなわち、完全またはほぼ完全な労働不能による)傷病補償年金・活動補償金を受給している場合、当該給付の算定基礎となる被保険者の推定所得(antagandeinkomst、(5)②を参照)の 93%⁸¹の 12 分の 1 と、当該給付に基づき認定される年金基礎所得(PGI)の差額が、年金基礎額として認定される(SGB60 章 9 条、10 条)。被保険者が 4 分の 1 額、半額または 4 分の 3 額の傷病補償年金・活動補償金を受給している場合は、給付の割合を推定所得に乗じて算定に用いる(SFB60 章 11 条)⁸²。年金基礎額は、年金基礎所得との合計がその年の所得基礎額の 7.5 倍を超えない範囲で認定される(SFB60 章 5 条)。

被保険者の毎年の年金基礎所得(PGI)と年金基礎額(PGB)の合計が、所得比例老齢年金の算定基礎となる(SFB58 章 5 条)。原則として、合計額のうち 16.0%が所得比例年金の年金権(pensionsrätt)、2.5%がプレミア年金の年金権となる(合計 18.5%、SFB61 章 6 条)。

所得比例年金は賦課方式であるが、被保険者が獲得した所得比例年金の年金権は、概念上の個人別年金口座に積み立てられる。積み立てた年金権およびそのみなし運用利回り⁸³の合計額が、年金の給付額の算定基礎(年金権総額、pensionsbehållning)となる(SFB62 章 5 条。この仕組みを概念上の拠出立て(Notional Defined Contribution, NDC)と呼ぶ)。受給開始時の年金額は、年金権総額を一定の「除数」(delningstal)で割って算定される(SFB62 章 28 条)。「除数」は、受給開始時における当該受給者層の平均余命を基礎とし(SFB62 章 35 条)、将来の所得上昇率も考慮して決定される。すなわち、ある世代の平均余命が伸びれば、当該世代の年金額は引き下げられる。

以下等を参照。

⁸¹ 年金保険料の被保険者本人負担分(7%)を控除したものである。Prop. 2000/01:96, s 144.

⁸² すなわちこの場合の計算方法は、[年金基礎額＝推定所得×0.93×支給割合/12－年金基礎所得]となる。

⁸³ みなし運用利回りは、所得上昇率、年金受給開始前に死亡した被保険者の年金権を同年齢の被保険者に分配した相続益(arvsvinster)、および管理運営費を考慮して定められる。

2.5%分のプレミア年金は、積立方式で運営される。プレミア年金の支給額は、年金受給開始時まで積み立てた保険料およびその運用益の合計額に基づいて、算定される(SFB64 章 2 条)。

所得比例老齢年金(所得比例年金およびプレミア年金)の受給は、従来、61 歳から可能であったが、人口の高齢化に伴い、段階的に年金支給開始年齢の引き上げが行われている。2020 年 1 月からは 62 歳、2023 年 1 月からは 63 歳へ引き上げられ、2026 年以降は最低保障年金の受給開始年齢の 3 年前から受給が可能となる予定である(SFB56 章 3 条 1 段)。被保険者は受給開始を自由に繰り下げることができ、受給を遅らせるほど年金額は増大する。ただし、雇用保護法(Lag (1982:80) om anställningsskydd, LAS)による雇用保護が及ぶ年齢には上限がある⁸⁴。

所得比例老齢年金の財源は、保険料である。保険料率は 18.5%で、使用者および自営業者が 10.21%(社会保険料法 2 章 26 条、3 章 13 条)、被保険者本人が 7.0%を負担する(国民年金保険料法(Lag (1994:1744) om allmän pensionsavgift) 2 条)。これは純所得に対する保険料率であり、本人負担年金保険料を控除した後の所得に対する割合は、合計約 18.5%となる。なお、年金基礎所得(PGI)の算定対象となる社会保険給付については、使用者負担に相当する保険料を国庫が負担する。また、年金基礎額(PGB)として認定される架空の所得にかかる保険料は、全額を国庫が負担する。したがって、所得比例の傷病補償年金・活動補償金に係る保険料も、全額が国庫負担となる(老齢年金に対する国庫負担に関する法律(Lag (1998:676) om statlig ålderspensionsavgift) 2 条、5 条)。

(b) 最低保障年金

所得比例老齢年金が受けられない、またはその額が一定水準を下回る者は、最低保障年金(garantipension)を受給することができる(SFB55 章 10 条)。最低保障年金は居住に基づく社会保険であり、受給権を得るためには被保険者の保険加入期間が 3 年以上必要である(SFB67 章 2 条)。原則として、被保険者が 16 歳に達した年から最低保障年金の受給開始年齢の前年までの間で、スウェーデン国内に居住していた期間が保険加入期間として認定される(SFB67 章 5 条、11 条)⁸⁵。さらに、満額の最低保障年金を受給するためには、40 年以上の保険加入期間が必要である。保険加入期間が 40 年に満たない場合、不足に応じて年金額は減額される(SFB67 章 25 条)⁸⁶。

満額支給時の最低保障年金(基礎水準、basnivån)は、単身者について物価基礎額の 2.43

⁸⁴ 老齢年金の受給開始年齢の引き上げに伴い、雇用保護法による雇用保護の上限も、従前の 67 歳から 2020 年に 68 歳へ、2023 年に 69 歳へと段階的に引き上げられている(LAS32a 条)。

⁸⁵ ただし、16 歳以上 24 歳以下の期間は、一定以上の所得がある場合にのみ保険加入期間として算入される(SFB67 章 12 条)。

⁸⁶ このため、スウェーデン国内での居住期間が短い者は、最低保障年金のみでは正当な生活水準を充足できない恐れがある。そこで、2003 年から、ミーンズテスト付きの高齢者生計扶助(äldreförsörjningsstöd)が導入された。

倍(2023年は月 10,631SEK)、既婚者について物価基礎額の 2.2 倍(2023年は月 9,625SEK)である⁸⁷。この額が、所得比例老齢年金の支給額に応じて減額される。単身者の場合、所得比例老齢年金が物価基礎額の 1.26 倍(2023年は月 5,513SEK)を超えないときは、基礎水準から所得比例老齢年金を差し引いた額が最低保障年金として支給される。所得比例老齢年金が物価基礎額の 1.26 倍を超える場合は、物価基礎額の 1.17 倍(2023年は月 5,119SEK)から、物価基礎額の 1.26 倍を超える所得比例老齢年金の 48%を差し引いた額が、最低保障年金の支給額となる(SFB62 章 21 条、22 条)。したがって、単身者の場合、所得比例老齢年金の額が物価基礎額の約 3.7 倍(2023年は月 16,177SEK)を超えると、最低保障年金は支給されなくなる。既婚者の場合は、所得比例老齢年金が物価基礎額の 1.14 倍(2023年は月 4,988SEK)以下ならば、基礎水準から所得比例老齢年金を差し引いた額が最低保障年金として支給される。所得比例老齢年金が物価基礎額の 1.14 倍を超える場合は、物価基礎額の 1.06 倍(2023年は月 4,638SEK)から、物価基礎額の 1.14 倍を超える所得比例老齢年金の 48%を差し引いた額が、最低保障年金の支給額となる(SFB62 章 23 条、24 条)。したがって、既婚者の場合、所得比例老齢年金の受給額が物価基礎額の約 3.35 倍(2023年は月 14,649SEK)を越えると、最低保障年金は支給されなくなる。このように、所得比例老齢年金の受給権を有する者は、最低保障年金のみを受ける者よりも、公的年金の受給総額が段階的に高くなる仕組みとなっている。

最低保障年金は、従来は 65 歳に達した月から受給が可能であったが、2022 年の法改正により段階的に受給開始年齢が引き上げられる。すなわち、2023 年からは 66 歳に達した月から、2026 年以降は平均余命の伸びに応じて自動的に算定される受給開始年齢(riktålder)に達した月から受給が可能となる(SFB67 章 4 条)。

最低保障年金の財源は、全額が国庫により賄われる。

② 障害年金から老齢年金への移行

以上に見たように、所得比例の傷病補償年金・活動補償金を受給していた場合、まず、所得比例給付自体が年金基礎所得(PGI)として認定され、所得比例老齢年金の算定基礎となる。しかし、所得比例の傷病補償年金・活動補償金の給付水準は被保険者の推定所得の 64.7%であるため、このままでは障害の状態に至らなかった場合と比べて将来の老齢年金額が大きく減少することになる。そこで、年金基礎額(PGB)として、年金保険料の被保険者本人負担分を控除した後の推定所得(推定所得の 93%)と所得比例給付の差額を認定することにより、年金権の保護が図られている。すなわち、年金基礎所得と年金基礎額を合計すると、障害によって失われたと推定される所得の全額が所得比例老齢年金の算定基礎となり、被保険者はその 18.5%を年金権として獲得することができる。また、18.5%の年金保険料は全額が国庫負担により賄われる

⁸⁷ 年金制度における基礎的保障の強化のために、最低保障年金の給付水準は、2019 年改正によって月額 200SEK 引き上げられ(Prop.2018/19:134, s 16)、さらに 2022 年改正によって 2022 年 8 月より月額 1000SEK 引き上げられた(Prop.2021/22:269, s 50)。

これに対し、最低保障の傷病補償年金・活動補償金は、所得比例老齢年金の算定基礎とはならない。

このように、障害による所得の喪失が老齢年金の受給に際して不利にならないように、老齢年金の制度上、一定の配慮がなされている。ただし、所得比例老齢年金の給付額は、経済動向や平均余命の伸び率なども考慮して算出される。そのため、障害者が所得比例老齢年金の受給を開始した際に、それまで受給していた傷病補償年金と同額の老齢年金を保障されるわけではない。また、老齢年金における最低保障年金の基礎水準は傷病補償年金・活動補償金の最低保障給付よりも低く設定されている(前述(5)③参照)。そのため、最低保障給付の傷病補償年金を受給してきた障害者が老齢に達して最低保障年金のみを受給する場合、年金の受給額は下がることになる。

所得比例老齢年金の受給開始時期は自由に繰り下げることができるが、前述((4)参照)のように、最低保障の老齢年金の受給開始年齢と連動する形で傷病補償年金の支給期間に上限が設けられている。したがって、最低保障の老齢年金の受給開始年齢に達すると、障害年金から老齢年金への切り替えが生じることが制度上予定されている。老齢年金は被保険者が申請した月から支給を開始するのが原則であるが(SFB56章4条)、被保険者が満額の傷病補償年金を受給していた場合は、申請がなくとも、最低保障年金の受給開始年齢に達した月から老齢年金が支給される(SFB56章4a条)。これは、事務の効率化と、申請や審査の遅れにより老齢年金の支給が遅れるのを予防するためである⁸⁹。これに対し、部分給付(4分の3額、半額、または4分の1額)の傷病補償年金を受給している被保険者にはこの規定(SFB56章4a条)は適用されない。部分給付たる傷病補償年金の受給者は通常、就労しており、最低保障年金の受給開始年齢をもって退職し、老齢年金を満額受給するとは限らないためである⁹⁰。代わりに、受給開始年齢に達する月の前月において部分給付たる傷病補償年金を受給している被保険者が、当該月において老齢年金の受給を申請しない場合、年金庁は当該被保険者が老齢年金を受給する意思を有するかどうか調査しなければならない(SFB56章8条)。

(9) 基礎的な統計データ

① 障害年金の受給者数・新規裁定数

原則として30歳以上の者を対象とする傷病補償年金の受給者数は、2005年の約54万人をピークとして減少傾向にあり、2021年12月には約22万2千人であった(図1参照)。受給者数減少の理由の一つは、受給者の多くが高齢であり、老齢年金の受給開始年齢への到達に伴う支給終了が多いことにある。もう一つの理由は、2008年の法改正によって傷病補償年金の支給要件が厳格化されたことにより(前述(3)①(a)参照)、新規受給者の数が大きく減少したことで

⁸⁸ 百瀬・前掲注(9)33頁、Prop. 2000/01:96, s 146.

⁸⁹ Prop.2012/13:169, s. 48.

⁹⁰ Prop.2012/13:169, s. 47.

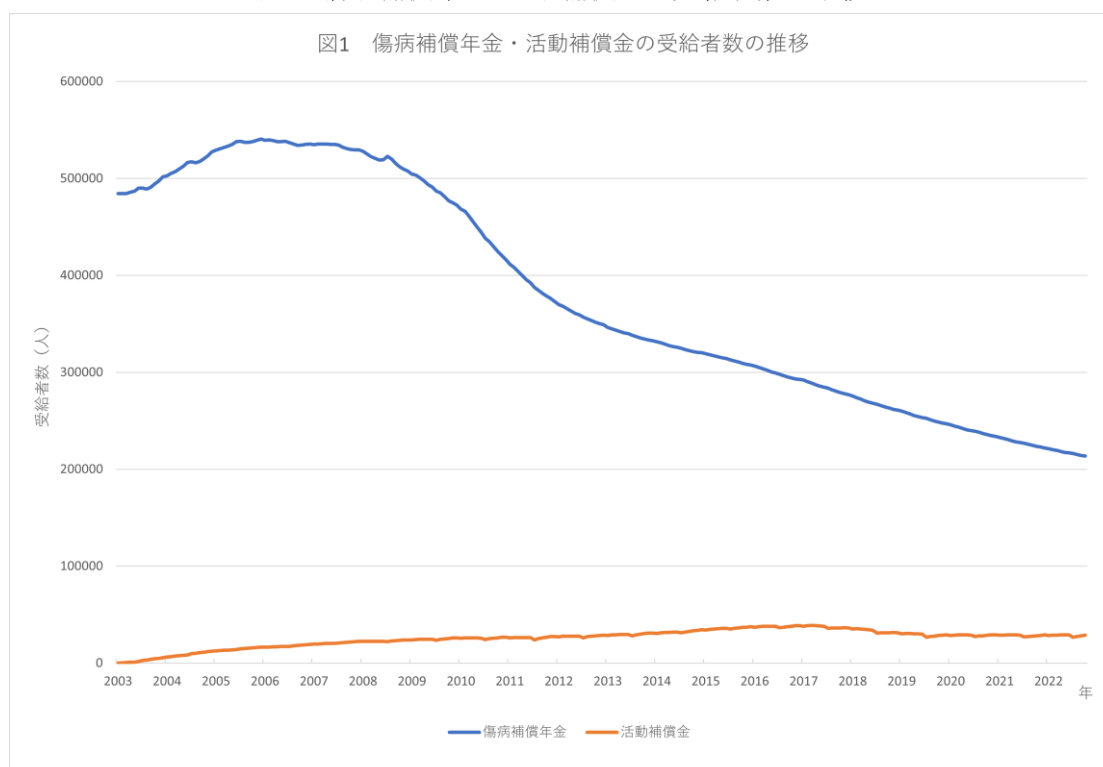
ある(図2参照)。2021年の新規受給者数は5,433人で、2020年の5,769人から6%減少した。なお、2016年改正により2017年2月から、30歳未満でも完全またはほぼ完全に労働能力を喪失している場合は傷病補償年金の受給が可能となった(前述(4)参照)。2021年の新規受給者のうち99人は30歳未満の者である⁹¹。

19歳以上30歳未満の者を対象とする活動補償金の受給者数は、2021年12月時点で約2万8900人であった。活動補償金の受給者数も、2016年には約3万8000人であったのが、その後は減少傾向となっている(図1参照)。受給者数の減少の理由としては、受給者の多くが30歳に達して支給終了となったことや、2016年改正により完全またはほぼ完全に労働能力を喪失している場合は19歳から傷病補償年金の受給が可能となったことが挙げられている⁹²。

傷病補償年金・活動補償金の受給者は、19歳以上64歳以下人口の約4%に当たる。年齢が高くなるほど受給者が人口に占める割合は高くなり、60歳以上64歳以下の年齢層では女性の15%、男性の10%が傷病補償年金を受給している(表2参照)⁹³。

なお、受給者全体に占める部分給付(4分の3額、半額、2分の1額)の受給者の割合は、傷病補償年金では女性の29%、男性の19%、活動補償金では女性の7%、男性の5%となっている(2021年12月時点)⁹⁴。

図1: 傷病補償年金・活動補償金の受給者数の推移



⁹¹ Försäkringskassan, supra note56, s 96.

⁹² Försäkringskassan, supra note56, s 98.

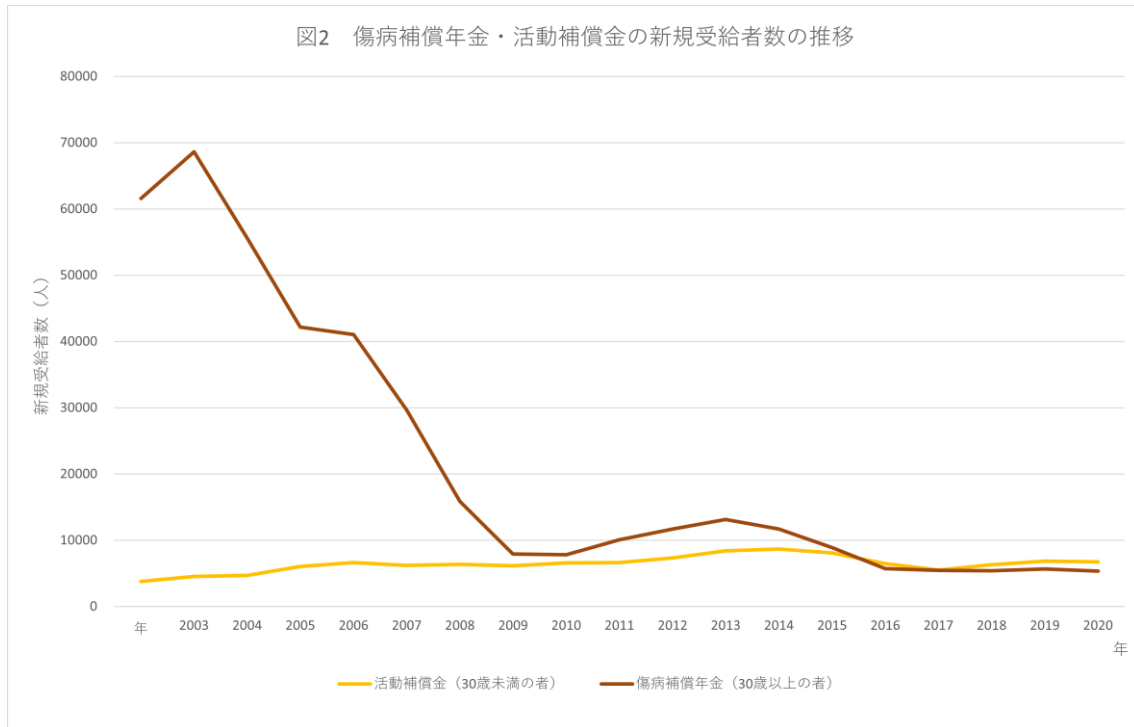
⁹³ Försäkringskassan, Socialförsäkringen i siffror 2022, 2022, s 70.

⁹⁴ Försäkringskassan, supra note93, s 66.

出典：Försäkringskassan, statistik inom området sjuk

(<https://www.forsakringskassan.se/statistik/sjuk/aktivitetsersattning-sjukersattning-bostadstillag>)より作成。

図 2：傷病補償年金・活動補償金の新規受給者数の推移



資料：Försäkringskassan, Socialförsäkringen i siffror 2022, 2022, s 65 より作成。

② 障害年金の給付総額・平均支給額

2021年の活動補償金の給付総額は約34億SEKであった。活動補償金の受給者の多くは就労に基づく保険給付の受給権を獲得することができないため、最低保障給付のみを受けている。2021年12月の時点で、女性受給者の88%、男性受給者の93%が、最低保障給付のみを受給していた。月の平均支給額は、女性につき9,004SEK、男性につき9,064SEKである(表1参照)⁹⁵。

2021年の傷病補償年金の給付総額は約276億SEKである。受給者数は、年齢層が上がるほど増える傾向にある。若年層では満額の傷病補償年金を受給する者が多いが、高齢層では部分給付の受給者が多くなる。また、年齢が上がるほど、保険事故発生前の有償労働により所得比例給付の受給権を獲得する機会があるため、平均支給額が高くなる。2021年12月の時点で、女性の77%、男性の63%が所得比例の傷病補償年金を受給していた。月の平均支給額は、女性につき9,680SEK、男性につき10,650SEKであった(表2参照)⁹⁶。

⁹⁵ Försäkringskassan, supra note93, s 70.

⁹⁶ Försäkringskassan, supra note93, s 71.

表 1:活動補償金の支給状況(2021 年 12 月)

年齢	受給者数		平均支給額 (月額、SEK)		対人口比(%)	
	女性	男性	女性	男性	女性	男性
19	1,055	1,413	8,811	8,838	2.0	2.5
20-24	5,568	6,580	8,871	8,909	2.2	2.4
25-29	6,565	7,766	9,149	9,237	2.1	2.4
合計	13,188	15,759	9,004	9,064	2.1	2.4

資料:Försäkringskassan, Socialförsäkringen i siffror 2022, 2022, s 70 より作成。

表 2:傷病補償年金の支給状況(2021 年 12 月)

年齢	受給者数		平均支給額 (月額、SEK)		対人口比(%)	
	女性	男性	女性	男性	女性	男性
19-24	428	698	9,106	9,097	0.1	0.2
25-29	796	1,230	9,639	9,644	0.3	0.4
30-34	4,558	5,980	9,468	9,619	1.3	1.6
35-39	6,036	6,629	9,193	9,586	1.9	2.0
40-44	7,885	7,151	9,342	9,884	2.6	2.3
45-49	12,792	9,244	9,439	10,287	4.0	2.8
50-54	21,600	13,541	9,615	10,689	6.7	4.1
55-59	33,135	20,981	9,768	10,990	10.2	6.3
60-64	42,476	26,852	9,878	11,272	15.0	9.5
合計	129,706	92,306	9,680	10,650	4.5	3.1

資料:Försäkringskassan, Socialförsäkringen i siffror 2022, 2022, s 71 より作成。

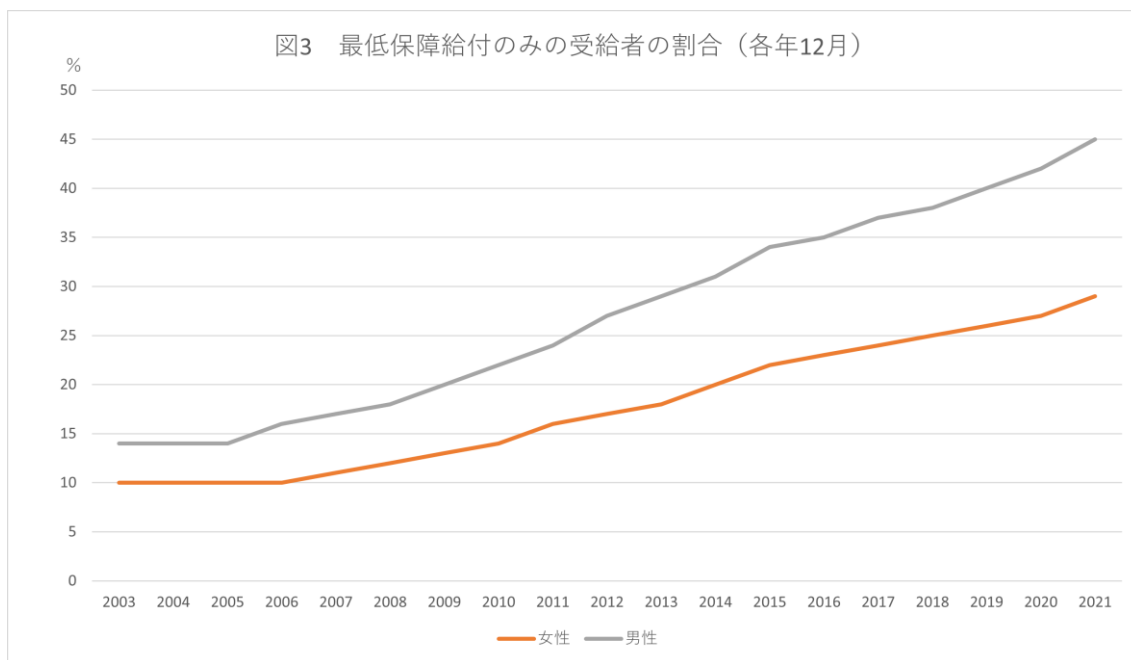
傷病補償年金・活動補償金の受給者総数に対する最低保障給付のみの受給者数が占める割合は上昇傾向にある(図 3 参照)。2007 年には女性の 11%、男性の 17%が最低保障給付のみを受給していたが、2021 年にはこの割合は女性で 29%、男性で 45%へと増加した⁹⁷。社会保険庁によれば、最低保障給付のみを受給する者の割合は若年層において高い。19 歳では女性の 98%、男性の 99%が最低保障給付のみを受給しているが、60 歳以上 64 歳以下の年齢層ではこの割合は女性の 10%、男性の 15%にとどまる⁹⁸。傷病補償年金の受給者数が減少す

⁹⁷ Försäkringskassan, supra note93, s 66.

⁹⁸ Försäkringskassan, supra note93, s 67.

る一方で活動補償金の受給者数は増加していることから、受給開始前に労働市場で就労する機会を得られなかった受給者が増えていることが、最低保障給付のみの受給者が増えている一因として考えられる⁹⁹。

図 3:最低保障給付のみの受給者の割合(各年 12 月)



資料: Försäkringskassan, Socialförsäkringen i siffror 2022, 2022, s 66 より作成。

③ 受給者の診断群別構成割合

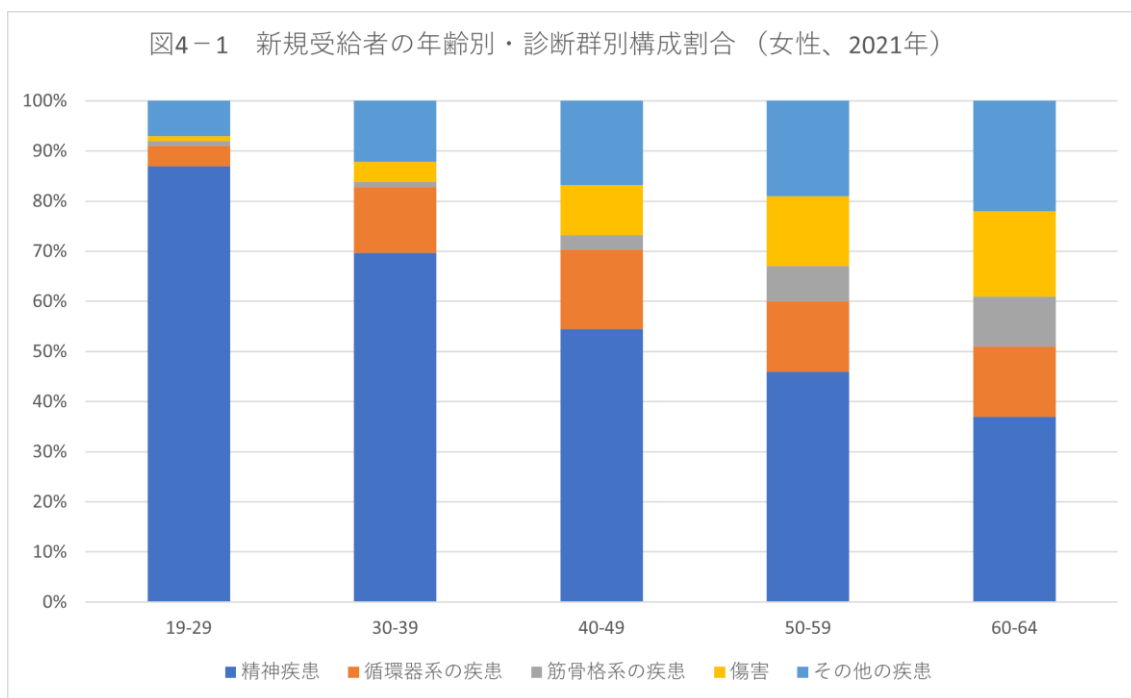
図 4-1 および図 4-2 は、傷病補償年金・活動補償金の新規受給者の性別・年齢別・診断群別構成を示すものである。性別・年齢層を問わず、精神疾患を理由とする受給が多くなっているが、特に若年層ほど精神疾患が占める割合が大きい。30 歳未満の若年者を対象とする活動補償金では、2021 年の新規受給者のうち、女性で 87%、男性で 90%が精神疾患を有していた。

傷病補償年金では、かつては筋骨格系の疾患(リウマチなど)が新規受給者の大きな割合を占めていた(2003 年に女性の 44%、男性の 36%)が、2021 年にはその割合は女性で 12%、男性で 7%まで縮小している。代わって精神疾患を有する受給者の割合が増加しており、2003 年から 2021 年にかけて、女性では 29%から 50%へ、男性では 26%から 49%へと増えている¹⁰⁰。

⁹⁹ 書面による質問調査への社会保険庁からの回答に基づく。

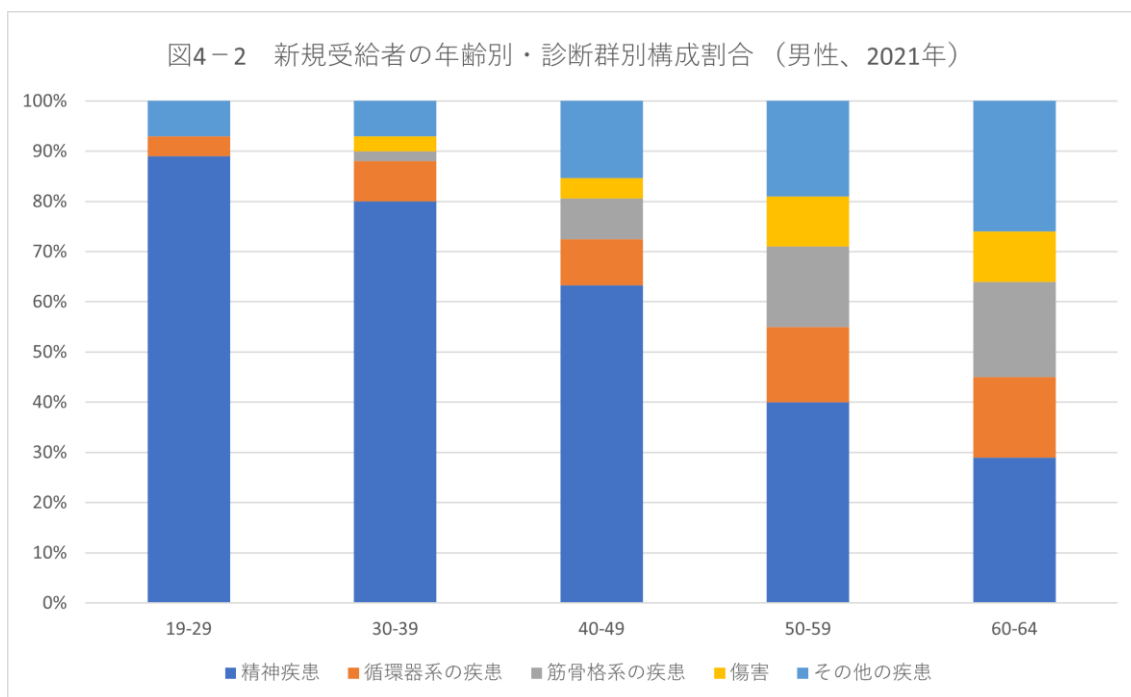
¹⁰⁰ Försäkringskassan, supra note93, s 67f.

図 4-1:新規受給者の年齢別・診断群別構成割合(女性、2021年)



資料:Försäkringskassan, Socialförsäkringen i siffror 2022, 2022, s 68 より作成。

図 4-2:新規受給者の年齢別・診断群別構成割合(男性、2021年)



資料:Försäkringskassan, Socialförsäkringen i siffror 2022, 2022, s 68 より作成。

3. 障害年金受給者のための住宅手当

(1) 障害年金以外の現金給付

障害者に係る所得保障制度としては、障害により失われた所得を保障する障害年金(傷病補償年金・活動補償金)の他に、障害により生じる追加費用を保障する追加費用手当(merkostnadsersättning)、日常生活におけるパーソナルアシスタントの利用費用を保障するパーソナルアシスタンス補償金(assistansersättning)、障害者の自動車購入・改造等の費用を保障する自動車補助(bilstöd)、障害のある児童を介護・監護する親に支給される障害児介護手当(omvårdnadsbidrag)などがある¹⁰¹。これらの給付の支給判定に際しては社会福祉庁による障害の定義が用いられており、その支給対象者の範囲は傷病補償年金・活動補償金の受給者とは必ずしも一致しない¹⁰²。

また、一般的な公的扶助制度を受給する障害者も一定数存在する。2021年には、最低生活費の保障である生計扶助の受給者総数 207,174 人のうち、6,177 人が傷病補償年金または活動補償金の受給者であった¹⁰³。

本稿では、傷病補償年金・活動補償金の最低保障給付によってカバーされない住宅費を賄う、年金受給者のための住宅手当(bostadstillägg)について、障害年金を補完する給付として取り上げることとする¹⁰⁴。年金受給者のための住宅手当は基本的には年金庁が管轄するが、被保険者またはその配偶者が傷病補償年金または活動補償金を受給している場合は、社会保険庁がその事務を行う(SFB93 章 5 条 2 段)。住宅手当は所得審査付きの給付で、その目的は、低所得者であっても合理的な水準の住宅に居住することを可能にすることにある¹⁰⁵。老齢年金等の他の社会保険給付に上乗せして支給され、住宅手当(bostadstillägg)と特別住宅手当(särskilt bostadstillägg)の二種類がある(SFB100 章 2 条)。

(2) 支給要件

住宅手当は、①傷病補償年金または活動補償金の受給者、②満額の老齢年金の受給者、③寡婦年金の受給者、④スウェーデンの年金または上記給付に相当する、欧州経済領域

¹⁰¹ 厚生労働省・前掲注(8)8頁。従前支給されていた成人障害者に対する障害手当(handikappersättning)と障害児を介護する親に対する介護手当(vårdbidrag)は2018年末をもって廃止され、2019年1月から上記の追加費用手当と障害児介護手当に再編された。

¹⁰² 書面による質問調査およびヒアリング調査に対する社会保険庁からの回答に基づく。

¹⁰³ Socialstyrelsen, Försörjningshinder och ändamål med ekonomiskt bistånd år 2021, 2022, s 2 (<https://www.socialstyrelsen.se/globalassets/sharepoint-dokument/artikelkatalog/statistik/2022-10-8173.pdf>, 2022年11月16日閲覧)。

¹⁰⁴ 現行制度の概要については、秋朝礼恵「第2章 スウェーデン—傷病補償金および活動補償金以外の、障害者への経済的支援について」『厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究事業 欧米諸国における障害年金を中心とした障害者に係る所得保障制度に関する研究 平成22年度総括・分担研究報告書』(2011年)52頁以下(特に71頁以下)および社会保険庁HP (<https://www.forsakringskassan.se/privatperson/funktionsnedsattning/aktivitetsersattning/bostadstillagg>, 2022年11月16日閲覧)を参照した。

¹⁰⁵ 最高行政裁判所2017年6月22日判決(HFD2017:43)。

(EEA)に属する国の年金または障害給付の受給者に対して支給される(SFB101 章 3 条)。傷病補償年金または活動補償金が休眠状態にある場合も(前記 2(7)②参照)、住宅手当の支給を受けることができる(SFB101 章 4 条)。

(3) 支給額

① 通則

住宅手当の支給額は、被保険者の居住費用と所得に基づき決定される。すなわち、居住費用に基づき受給可能な住宅手当の最高額が計算され、控除対象所得(reduceringsinkomst)との差額をもって実際に支給される手当の額が決定される(SFB102 章 21 条)。

受給者が婚姻している場合、配偶者の所得も考慮される(SFB102 章 2 条)。同棲は、住宅手当の支給に際しては婚姻と同視される(SFB100 章 3 条)。一方で、婚姻していても、配偶者と恒常的に別居している場合には、その者は単身者と同視される(SFB100 章 4 条)。

以下では、住宅手当が傷病補償年金・活動補償金の受給者に支給される場合について述べる。老齢年金の受給者に支給される場合は、居住費用および控除対象所得の算定方法が異なる。

② 居住費用の算定

住宅手当は、被保険者が主として居住する住居(定住住居、permanentbostad)についてのみ支給される¹⁰⁶。被保険者が高齢者や障害者のための特別住宅(施設サービス)に住んでいる場合、アパート形式の住居か、寝室が 1 または 2 部屋の住居についてのみ、住宅手当が支給される(SFB101 章 7 条)。

住宅手当は、被保険者の所得を考慮して定める一定の居住費用については支給されない(SFB101 章 8 条)。すなわち、居住費用の一部は自己負担となる。

単身者の場合、1 か月につき、5,000SEK を超えない居住費用の 96%、5,000SEK を超え 7,500SEK までの居住費用の 70%が、住宅手当の算定基礎となる(SFB102 章 22 条)。すなわち、住宅手当の最高額は月額 6,550SEK となる。月 7,500SEK を超える居住費用については、住宅手当は支給されない。

婚姻している場合、居住費用の総額を配偶者の間で等分する。そのうえで、1 か月につき、2,500SEK を超えない居住費用の 96%、2,500SEK を超え 3,750SEK までの居住費用の 70%が、住宅手当の算定基礎となる(SFB102 章 22 条)。したがって、住宅手当の最高額は、配偶者の一方につき月額 3,275SEK となる。月 3,750SEK を超える居住費用については、住宅手当は支給されない。

¹⁰⁶ 被保険者が二軒の建物からなる不動産を有し、そのうちの二軒に被保険者本人が居住し、もう一軒の建物には親族が居住していた事案において、最高行政裁判所 2017 年 6 月 22 日判決(HFD2017:43)は、被保険者が他人に使用させている建物にかかる費用は住宅手当の支給対象となる居住費用に算入されるべきではなく、したがって当該建物は被保険者の財産を算定する際にも定住住居には含まれない(すなわち資産に算入される)と判断した。

なお、特別住宅の2寝室の住居に住んでいる場合、居住者の一人につき、月額2,250SEKまでの居住費用が住宅手当の支給対象となる(SFB102章23条)。すなわち、この場合の住宅手当の最高額は月額2,160SEKとなる。

借家権、また貸し、グループホームまたは下宿など、借家に住んでいる場合、暖房費および水道料を含む家賃が居住費用として算定される。また、住居に付属するその他の料金も居住費用に含まれる。ただし、電気代は居住費用に含まれない(住宅手当および高齢者生計扶助における居住費用の算定に係る年金庁規則(Pensionsmyndighetens föreskrifter (2010:6) om beräkning av bostadskostnad i ärenden om bostadstillägg och äldreförsörjningsstöd)4条・5条・8条)。一軒家(一または二家族で住むことを目的とする比較的小さな家)に住んでいる場合、暖房費その他の経費(ただし電気代は除く)、当該住宅を担保として借りたローンの金利の70%、コミュニの不動産税、借地料の70%および土地の使用料を居住費用に算入することができる(同規則4条・5条・6条・10条)。被保険者が他の者と同居している場合、当該住居に住む者の中で居住費用は頭割りされる。ただし、20歳未満で、自身で生計を維持していない子については、人数から除外される(同規則21条)。

③ 控除される所得の算定

就労による所得(賃金、協約年金、民間の年金保険、失業手当、親手当、傷病手当など)、事業活動による所得、資本所得(利子等)、財産(預貯金、株式、定住住居以外の不動産¹⁰⁷等)の一部¹⁰⁸、およびその他の非課税所得(奨学金、外国の年金など)が、控除対象所得の算定の基礎となる(手当基礎所得(bidragsgrundande inkomst)、SFB102章7条)。

ただし、これらの所得の全額が支給額から控除されるわけではない。傷病補償年金、活動補償金、老齢年金、寡婦年金、外国法に基づき支給される障害年金、資本所得および財産の100%、就労所得に基づく手当基礎所得(賃金、事業所得)の50%、ならびにその他の手当基礎所得(失業手当、親手当、傷病手当など)の80%の合計から、一定額(fribelopp)を減額した額が、控除対象所得(reduceringsinkomst)となる(SFB102章16条)。傷病補償年金・活動補償金の受給者の場合、これらの給付の満額支給時の最低保障水準に相当する額が、一定額(fribelopp)として差し引かれる(SFB102章18条)。すなわち、30歳に達した月以降は物価基礎額の2.78倍、30歳未満については年齢別に定められた額が(SFB35章18条・19条。前掲2(5)③参照)、控除対象所得の算定に際して差し引かれる。

被保険者が婚姻している場合、配偶者のそれぞれについて手当基礎所得を算定したうえで

¹⁰⁷ 社会保険法典102章13条により、財産の算定は「特定の給付の算定における財産に関する法律(財産法(förmögenhetslagen)、SFS2009:1053)」によることとされている。財産法4条により自宅の不動産および権利は資産に算入されるが、同法5条により定住住居および当該住居を担保とした負債は算定から除外される。

¹⁰⁸ 単身者の場合は100,000SEKを超える財産の15%が、既婚者の場合は200,000SEKを超える財産を配偶者間で等分した額の15%が、手当基礎所得に算入される(SFB102章11条、12条)。

(SFB102 章 4 条)、夫婦の控除対象所得の合計額を等分したものが、それぞれの控除対象所得となる(SFB102 章 6 条)。

こうして算定された控除対象所得のうち、物価基礎額を越えない部分の 62%および物価基礎額を超える部分の 50%が、上記②で述べた手当の最高額から減額され、実際の支給額が決定される(SFB102 章 21 条・25 条)。

④ 特別住宅手当

特別住宅手当は、正当な居住費用を控除した後の被保険者の所得が住居費以外に係る正当な生活水準を下回る場合に、その下回る程度に相当する額をもって支給される(SFB102 章 26 条)。

正当な居住費用として認められるのは、最高で、単身者について月額 7,500SEK、婚姻している者につき月額 3,750SEK である(SFB102 章 27 条)。住居費以外に係る正当な生活水準は、単身者の場合は 1 か月当たり物価基礎額の 1.5357 倍の 12 分の 1、婚姻している場合は 1 か月上旬物価基礎額の 1.2353 倍の 12 分の 1 である(SFB102 章 28 条)。

特別住宅手当の算定に際して考慮される被保険者の所得は、租税および保険料を控除した後の就労による所得および事業所得、30%の控除をした後の資本所得、財産の一部、その他の所得(奨学金、外国の年金など)ならびに住宅手当である(SFB102 章 29 条)。なお、租税および保険料を控除した後の就労による所得および事業所得、30%の控除をした後の資本所得、ならびに財産の一部の合計額は、少なくとも、被保険者に適用される一定額(fribelopp)から租税を控除した後の額の 12 分の 1 はあるものとみなされる(SFB102 章 30 条)。

特別住宅手当は、被保険者に対し、正当な居住費用を支払った後に正当な生活水準を保障することを目的とした給付である。特別住宅手当の受給には、住宅手当が支給されていることが前提となる(SFB101 章 2 条 2 段)。特別住宅手当の受給のための申請は不要であり、住宅手当の申請をした者につき特別住宅手当の支給の必要性が審査される。

(4) 支給期間

住宅手当は申請がなされた月から支給され、申請月から 3 カ月以上遡っては支給されない(SFB101 章 10 条)。ただし、傷病補償年金または活動補償金の支給決定がなされた月の翌月までに住宅手当の申請がなされた場合、住宅手当は傷病補償年金または活動補償金が支給される月から支給を開始される(SFB101 章 10a 条)。

住宅手当は原則として無期給付であるが、支給期間を限ることも可能である(SFB101 章 11 条)。

(5) 基礎的な統計データ

① 住宅手当の受給者数

傷病補償年金・活動補償金の受給者に占める最低保障給付の受給者の割合が増加する、す

なわち低額の給付の受給者の割合が増加するのに伴い、住宅手当(特別住宅手当を含む)の受給者の割合も増加している。2021年には、傷病補償年金・活動補償金の受給者のうち、女性で41%、男性で50%が住宅手当を受給した(2003年は女性23.9%、男性26.3%)。受給者数は合計で113,086人、うち女性が58,969人、男性が54,117人であった(表3参照)。

障害年金の受給者に占める住宅手当の受給者の割合は、自身の住居に住まうことが一般的となる年齢層で高くなるが、所得比例給付を受給することが多い高齢者では低くなる¹⁰⁹。

② 住宅手当の給付総額・平均給付額

2021年の住宅手当(特別住宅手当を含む)の平均支給額は、女性につき月額3,548SEK、男性につき月額3,625SEKであった(表3参照)。2021年の1年間の給付総額は約50億SEKである¹¹⁰。

表3:活動補償金または傷病補償年金の受給者に対する住宅手当(2021年12月)

年齢	受給者数		活動補償金・傷病補償年金の受給者に占める住宅手当受給者の割合(%)		平均支給額(月額、SEK)	
	女性	男性	女性	男性	女性	男性
19	311	438	29	30	2797	2598
20-24	3565	4332	60	60	3497	3447
25-29	5038	6418	68	71	3911	3925
30-34	3302	4578	72	77	4093	4075
35-39	3874	4904	64	74	3861	3938
40-44	4290	4659	54	65	3750	3807
45-49	5719	5194	45	56	3577	3702
50-54	8107	6298	38	47	3484	3470
55-59	11642	8392	35	40	3412	3390
60-64	13121	8904	31	33	3294	3334
合計	58969	54117	41	50	3548	3625

資料:Försäkringskassan, Socialförsäkringen i siffror 2022, 2022, s 72 より作成。

¹⁰⁹ Försäkringskassan, supra note93, s 72.

¹¹⁰ Försäkringskassan, supra note93, s 72.

